

ご存じですか

ひとり親家庭支援制度



ひとりの親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひ活用ください。

①～③は、18歳に達した

1 ひとり親家庭等医療費助成

医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

対次のいずれかの状態にある方
▽ひとり親家庭等の母または父および児童
▽両親がいない児童などの養育者およびその児童

2 児童育成手当

対次のいずれかの状態にある児童を養育している方
▽父母が離婚した児童
▽父または母が死亡した児童
▽父または母が生死不明である児童
▽婚姻によらないで生まれた児童など

■手当額 ② 児童1人につき、月額1万3千500円(児童に障がいがある場合は加算あり)
③ 月額4万3千180円～1万180円(児童2人目1万180円)

▽都内在住(6か月以上)で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父
■貸付金の種類 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など
■償還方法 償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります

4 ホームヘルプサービス

ひとりの親家庭が、一時的な理由でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。

対次のいずれかに該当する方
▽ひとり親家庭となつてから2年以内の家庭
▽技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合

▽就職活動等、自立促進に必要なと認められる場合
▽疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の場合
▽乳幼児または小学校に就学する児童がいる家庭で、就業の事情により支援が必要な場合

■援助内容 子どもの世話、食事の世話、掃除、洗濯、整理整頓など
■所得により費用の負担が必

要な場合があります
【母子家庭及び父子家庭】
母子家庭高等職業訓練促進給付金
ひとり親家庭の母または父が、就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する国家資格(准看護師を含む)を取得するための養成機関での一定の受講期間、生活費の負担軽減のため支給します。
対20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽過去に本給付金の支給を受

5 母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

対都内在住(6か月以上)で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父

金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など
■償還方法 償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります

6 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金

ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。
対20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
▽過去に本給付金の支給を受

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】
ひとり親家庭の親および子が、安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。
対20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親または子本人で、次のすべての要件を満たす方

【母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金】
ひとり親家庭の母または父が、就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する国家資格(准看護師を含む)を取得するための養成機関での一定の受講期間、生活費の負担軽減のため支給します。
対20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽過去に本給付金の支給を受

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】
ひとり親家庭の親および子が、安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。
対20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親または子本人で、次のすべての要件を満たす方

7 就労支援

児童扶養手当を受給している方等を対象とし、面接により希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

8 ひとり親家庭等支援

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

9 市養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭で養育費の取り決めを行うにあたり、公正証書等作成経費および保証会社との養育費保証契約締結経費に対して、それぞれ5万円を上限に補助します。
詳細は市ホームページをご覧ください。

共通

問①～③ 子育て支援課 助成係 ☎042-387-9833
9) ④～⑥ 子育て支援課 子育て支援係 ☎042-387-9836

令和3年度 保育施設等の利用申請 二次募集受付
新規開設・認可移行施設を含め、二次募集を開始します。
■新規開設・移行施設 緑町1-2-39(仮称) 十八コスモ保育園(梶野町5-10-29)
※いずれも4月1日開設・移行予定
■受入予定人数 2月15日から市ホームページに掲載します
※利用希望者が保育施設等の受け入れ予定人数を超えたときは、一定の基準に従い、入所指数等の高い児童から順次利用開始となります
※0歳児は、生後57日目を以降から利用対象となります
■申請基準 保育施設等へ利用申請できる児童は、その保護者のいずれもが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります
※育児休業取得中で、入園が内定した方は、4月中に育児休業を終了してもらう必要があります
育児休業取得対象児以外のお子さんも同様です

教育委員会

第11回定例会

(11月24日開催)

【議題】

▽小金井市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則
▽小金井市指定文化財の指定について

◎次回教育委員会の日程

時1月28日(木) 午後1時30分
分 所 市役所第二庁舎8階
80会議室 庶務課庶務係(市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9872)

